平成２２年（フ）第１５２１号
札幌市中央区南16条西７丁目１番７―905号
債務者　岡嶋くに子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　和央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１号
長野県上田市大屋48番地３　サンハイツ大屋101号、申立時の住所長野県小諸市甲3570番地
債務者　作元　久枝（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第３３４号
愛知県岡崎市緑丘３丁目17番地17　サニー緑丘102
債務者　山本　幸世（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　啓次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
大分県宇佐市大字森山334番地
債務者　城　　保則
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　昭広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第５３号
大分県宇佐市大字下高1527番地
債務者　中野　末夫
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西畑　修司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第５４号
大分県宇佐市大字下高1527番地
債務者　下山キヨコ
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西畑　修司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９２号
北海道小樽市高島２丁目12番３号、申立時の住所札幌市手稲区星置１条２丁目３番２―903号
債務者　森本　　力
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　道尻　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３号
北海道小樽市高島２丁目12番３号、申立時の住所札幌市手稲区星置１条２丁目３番２―903号
債務者　森本千恵子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　道尻　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５号
宮崎市清武町加納甲2380番地
債務者　小八重正明
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３２４号
札幌市白石区東札幌２条３丁目５番16号　メゾンド東札幌107号
債務者　竹ヶ原清美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３６号
札幌市白石区本郷通７丁目北１番15―401号
債務者　三橋　規世
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５５号
札幌市東区北41条東４丁目２番30号　プレジデント２・２―202号
債務者　及川　哲弥
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８１号
福島県会津若松市西年貢１丁目６番８号　コーポハッピースターＢ号室、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西742番地の５
債務者　新田　益啓
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
群馬県前橋市富士見町漆窪214番地３
債務者　長井　成人
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１７０号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字岩井214番地
債務者　大塚　秀樹
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１７２号
群馬県前橋市下大島町643番地19
債務者　渡邊三枝子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１７４号
群馬県前橋市下細井町463番地４
債務者　川邊　　勇
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所